

特定健診

特定保健指導

を受けましょう!



生活習慣病は、一人一人が、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防が可能となります。

ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくために1年に一度、特定健診を必ず受診しましょう!

また健診結果により特定保健指導の対象となった方は、特定保健指導を必ず利用し、自身の生活習慣改善に役立てましょう!

● 特定健診とは・・・

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診です。

● 特定保健指導とは・・・

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをします。

平成28年度の本組合の特定健診・特定保健指導の実施率は下の表のとおりです。

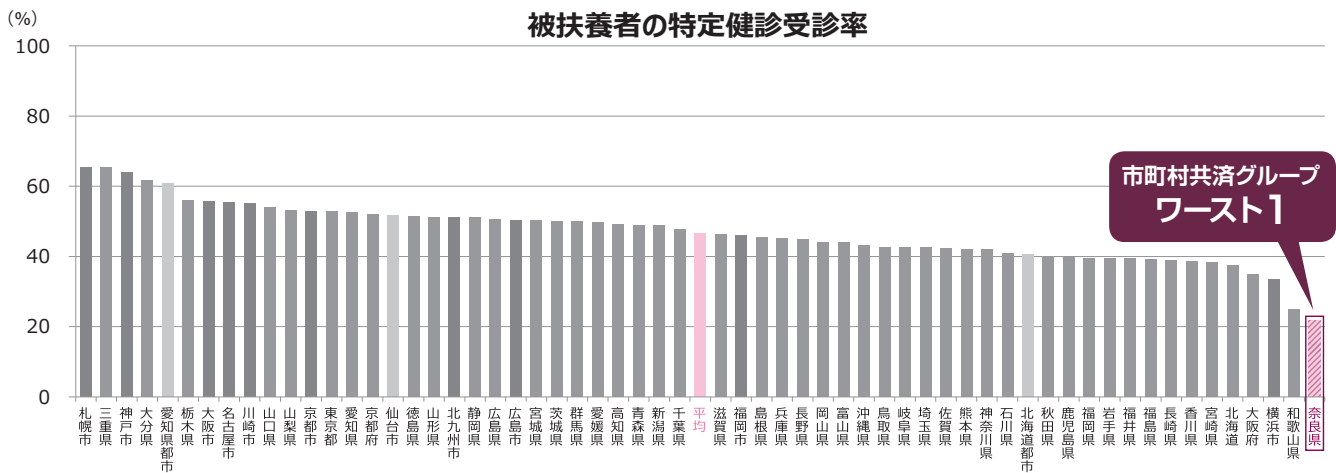
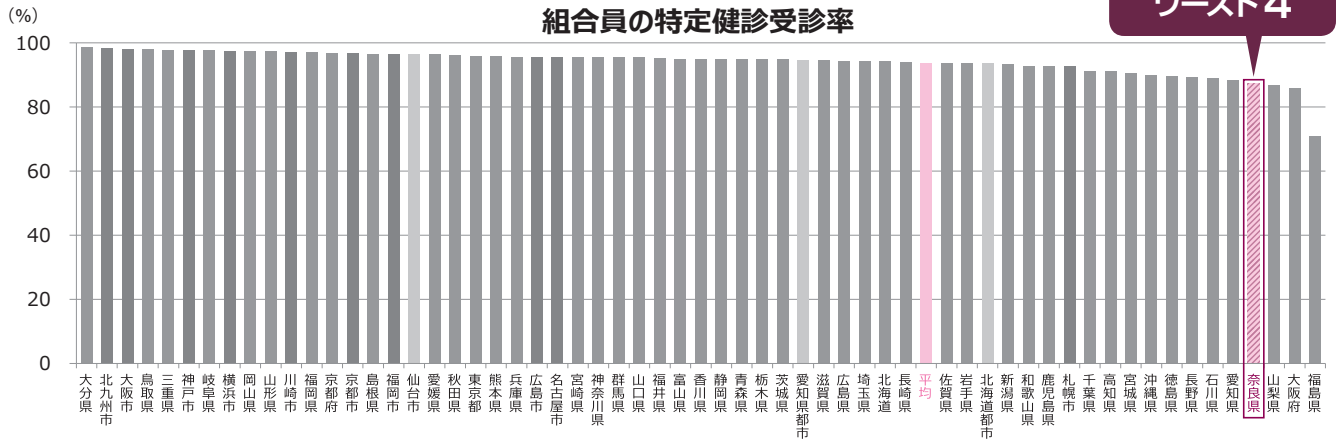
本組合の特定健診受診率・特定保健指導利用率はともに全国平均よりも下回っています。しかも、本組合の被扶養者の特定健診受診率は全国の市町村共済グループの中で**ワースト1位**となっています。



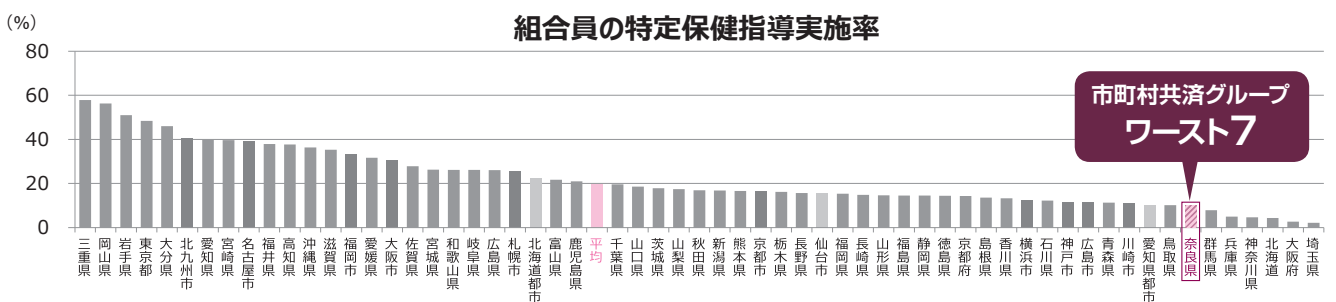
平成28年度の本組合の実績

	区 分	組 合 員	任 継 及 び 被 扶 養 者	合 計
特 定 健 診	対 象 者 数	8,592人	2,873人	11,465人
	受 診 者 数	7,496人	627人	8,123人
	受 診 率	87.2%	21.8%	70.9%
	全国受診率	93.9%	46.5%	81.2%
特 定 保 健 指 導	対 象 者 数	1,703人	59人	1,762人
	受 診 者 数	167人	3人	170人
	受 診 率	9.8%	5.1%	9.6%
	全国受診率	19.9%	8.0%	19.1%

特定健診受診率（平成28年度）



特定保健指導実施率（平成28年度）



平成30年度からは特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者や予備群の減少率などにより、後期高齢者支援金^(注1)の加算または減算の判定が行われます。

本組合は特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率ともに非常に低い状況のため、このままでは加算の対象組合となってしまうことが考えられ、現行の短期掛金率では賄えないことから、みなさまの短期掛金率を引き上げざるを得なくなる可能性もあります。

このため、加算の対象から外れるためには、本組合の特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率を引き上げていくことが不可欠です。

(注1) 後期高齢者支援金とは…

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への短期財政からの支援金。医療費等の財源は、約5割が公費、約4割が共済組合などからの支援金（後期高齢者支援金）、残りの1割が加入者からの保険料で賄われています。

ご自身の健康保持増進及び本組合の短期財政の安定化のためにも、特定健康診査及び特定保健指導をご利用いただきますようお願いいたします。